

軽自動車税に関する公益減免取扱い基準

平成 30 年 2 月 1 日決裁
令和 8 年 5 月 29 日改正

地方税法第 454 条に基づき、多治見市税条例第 98 条第 1 項第 1 号に規定されている軽自動車税に関する公益減免について、下記のとおり取り扱うものとする。

1 対象車両

対象車両	具体的な法人等	添付書類	理由
①社会福祉法第 2 条に規定する社会福祉事業を行う社会福祉法人が所有し、当該事業に使用する軽自動車等	社会福祉法人	①自動車検査証（写し） ②商業・法人登記簿謄本、定款（事業規約等）	収益事業でなく 公益性が高い
②社会福祉法第 2 条に規定する社会福祉事業を行う特定非営利活動法人（NPO 法人）が所有し、当該事業に使用する軽自動車等	特定非営利活動法人（NPO 法人）	①自動車検査証（写し） ②商業・法人登記簿謄本、定款（事業規約等） ③岐阜県の特定非営利活動法人の設立認証の写し	収益事業でなく 公益性が高い
③多治見市から補助を受けて、社会福祉法第 2 条に規定する社会福祉事業を行う者が所有し、当該事業に使用する軽自動車等	一般財団法人、一般社団法人、株式会社、自然人等	①自動車検査証（写し） ②商業・法人登記簿謄本、定款（事業規約等） ③多治見市の補助金等交付額確定通知書又は補助金等交付指令書の写し	市行政推進の一翼を担っている
④岐阜県、又は多治見市が所有者で、無償の賃貸借契約を結んだ使用者が公共の用として使用する軽自動車等（地方税法第 442 条の 2 第 3 項ただし書きに該当）	一般財団法人、一般社団法人、株式会社、自然人等	①自動車検査証（写し） ②商業・法人登記簿謄本、定款（事業規約等） ③岐阜県、又は多治見市と使用者間の当該車両の賃貸借契約書の写し	地方税法第 442 条の 2 第 3 項ただし書きに該当
⑤公共の用として使用することを目的に、岐阜県、又は多治見市と無償の賃貸借契約を結んだ者が所有している軽自動車等	一般財団法人、一般社団法人、株式会社、自然人等	①自動車検査証（写し） ②商業・法人登記簿謄本、定款（事業規約等） ③岐阜県、又は多治見市と所有者間の当該車両の賃貸借契約書の写し	収益事業でなく 公益性が高い

⑥公益財団法人又は公益社団法人が所有する軽自動車で、専ら本来の事業の用に使用する軽自動車等	公益財団法人、公益社団法人等、	①自動車検査証（写し） ②商業・法人登記簿謄本、定款（事業規約等）	収益事業でなく 公益性が高い
⑦多治見市議会の議決により生まれた法人が所有する軽自動車等	多治見市土地開発公社	①自動車検査証（写し） ②商業・法人登記簿謄本、定款（事業規約等）	収益事業でなく 公益性が高い
⑧青色回転灯を装着した専ら自主防犯パトロールの用に供する軽自動車等（特殊車両に限る。）	まちづくり市民会議、地縁団体	①自動車検査証（写し） ②商業・法人登記簿謄本、定款（事業規約等自主防犯パトロールを行う団体であることがわかる書類） ③警察が発行した青色回転灯を装着して自主防犯パトロールを実施することができる団体であることの証明書	収益事業でなく 公益性が高い
⑨車体の形状が消防車である地域防災のため専らその用に供する軽自動車等（特殊車両に限る。）	消防団	①自動車検査証（写し） ②商業・法人登記簿謄本、定款（事業規約等地域防災、消防活動を行う団体であることが分かる書類） ③公安委員会が発行した緊急自動車指定証	天災に関する公益事業

2 申請受付時の確認事項

- (1) ①又は②の場合は、商業・法人登記簿謄本、定款（事業規約等）で社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業を行うことを確認すること。
- (2) ③の場合は、補助金要綱等の確認をすること。
- (3) ④又は⑤の場合は、当該車両の無償の賃貸借契約書を確認すること。
- (4) ⑧の場合は、自動車検査証に「自主防犯活動用自動車」と記載のあること、事業規約等で自主防犯パトロールを行う団体であること、警察が発行した証明書の団体が納税義務者であることを確認すること。
- (5) ⑨の場合は、自動車検査証の車体の形状が消防車と記載のあること及び使用者が緊急自動車指定証記載の団体であること、事業規約等で地域防災、消防活動を行う団体であることを確認すること。

3 減免の決定について

受領した減免申請については、審査後減免を決定した場合は決定通知書を、却下した場合は減免却下通知書及び納税通知書を納税義務者に送付すること。

附 則

この基準は、決裁の日から施行する。